

令和6年

災害・環境対策特別委員会会議録

とき 令和6年5月15日

品川区議会

令和6年 品川区議会災害・環境対策特別委員会

日 時 令和6年5月15日（水） 午後1時00分～午後3時02分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員	委員長	木村健悟	副委員長	鈴木ひろ子
	委員	せりざわ裕次郎	委員	澤田えみこ
	委員	西村直子	委員	こしば新
	委員	つる伸一郎	委員	新妻さえ子
	委員	ゆきた政春	委員	吉田ゆみこ
	委員	ひがしゆき	委員	のだて稔史
	委員	須貝行宏		

出席説明員	鈴木都市環境部長	高梨都市計画課長
	中西環境課長	溝口防災まちづくり部長
	滝澤災害対策担当部長	平原防災課長
	伊藤災害対策担当部長	羽鳥防災体制整備担当課長

○午後1時00分開会

○木村委員長

ただいまから、災害・環境対策特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、特定事件調査、報告事項およびその他を予定しております。

また、本日は、議題に関連し、災害対策担当部長、災害対策担当課長および防災体制整備担当課長にご同席いただいておりますので、ご案内いたします。

最後に、会議が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をよろしくお願いいたします。

2 報告事項について

(1) 気候変動適応法の改正について

○木村委員長

予定表の順番を入れ替えまして、予定表2「報告事項」、予定表3「その他」、最後に予定表1「特定事件調査」の順に進めてまいります。

それでは、予定表2の報告事項を聴取いたします。

(1)気候変動適応法の改正についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中西環境課長

それでは、私のほうから報告事項(1)にございます気候変動適応法の改正についてに関しまして、ご報告申し上げます。2枚物の資料のほうをご覧くださいと存じます。

こちら気候変動適応法でございますが、平成30年に公布されました法律でございますが、今回ご説明いたしますものは、昨年度、令和5年に改正された内容というところでございます。

資料の1、法律改正の概要のところからご覧いただければと存じます。今回の法律改正に関しましては、今後起こり得る極端な高温も見据え、熱中症対策を一層推進するため、熱中症の発生の予防を強化する仕組みを創設するなどの措置を講じるといったことを目的に改正されたものでございます。

具体的には、後ほどご説明いたしますが、昨年度まで運用されてまいりました熱中症警戒アラートの一段階上といたしまして、熱中症特別警戒アラートといったものを新設する内容でございます。

改正法の施行日に関しましては、本年の4月1日で、今申し上げました熱中症特別警戒アラートに関しましては、先日ニュース報道等でもございましたが、先月4月24日から運用が開始されておる状況でございます。

こちらの熱中症特別警戒アラートでございますが、環境省が発表をしまして、該当する都道府県知事に通知を行います。それを受けました都道府県知事が区市町村に対して通知をするといった流れで、情報が流れてくる状況でございます。

資料中ほどの表をご覧くださいと存じます。アラートの概要を記載させていただいております。

改正前のほうをご覧くださいと存じます。まず改正前、昨年度までは熱中症警戒アラートといったことで、こちらは法定事項という形ではなく、法律に定められた文言ではございませんが、運用されてきたところです。気温が著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合に、このアラートが出るものでございます。

具体的な数字で申し上げますと、東京都内に11か所の暑さ指数の情報提供拠点があるのですが、そちらの最高暑さ指数がいずれかの地点で33に達すると予測された場合に発表されるものでございます。

発表のタイミングにつきましては、資料記載のとおり、前日の午後5時、それから当日の午前5時頃発表をされておったところでございます。

下の区の対応といったところでございますが、熱中症警戒アラートが発表された場合、ホームページ、SNS等で区民の皆様様に周知をしますとともに、避暑シェルター等におきまして熱中症対策を実施してきたところでございます。

右の改正後のほうをご覧くださいいただければと存じますが、今回新たに設置されました熱中症特別警戒アラートでございますが、定義としましては、気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合といったところで記載をされてございます。

具体的な数字で申し上げますと、先ほど申し上げました東京都内11か所全ての暑さ指数情報提供地点におきまして、翌日の最高暑さ指数が35に達すると予測される場合に発表されるといったものでございます。熱中症警戒アラートですと、いずれかの地点となっていたところが、特別警戒アラートにおいては、全ての地点で35に達すると予測される場合でございます。

こちらの発表のタイミングに関しましては、前日の午後2時に発表されるようになってございます。

区の対応というところでございますが、今回改正されまして、法律の中にも記載ができましたが、市区町村長は、冷房設備を有するなど、一定の要件を満たす施設を指定暑熱避難施設として指定することができるということなどが法定化されたところでございます。

こちらの特別警戒アラートでございますが、前日午後2時に発表されまして、その後、例えば翌日になって気温が少し下がったといった場合でも、例えば取消しですとか、追加発表といったものは行わないと聞いているところでございます。

資料中ほど以降、今後の対応でございます。

まず、区の対応でございます。

熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、仮称ではございますが、熱中症対策本部会議を設置いたしまして、区の主催イベントの実施可否ですとか、学校、保育園、幼稚園等におけます校外活動の開催可否などの判断、各部局におけます対応策などの共有を図ることを予定し、ただいま準備を進めておるところでございます。

また区民や事業者向けに具体的な行動を促す注意喚起のメッセージといたしましては、2枚目のところに、東京都から示されたキーメッセージの例示といったところをつけてございますが、今までよりも一層踏み込んだこのような文言を入れまして、今まで以上に注意喚起を図ってまいりたいと考えているところでございます。

それから(1)の「・」の3つ目でございます。避暑シェルターに関しましては、昨年度は6月23日から開設をしておったところでございますが、今年度に関しましては、既にプレス等もさせていただきましたが、さらに2か月ほど前倒しをいたしまして、5月1日から地域センター等で開設をしております。シルバーセンター等につきましても、委託業者等の準備が整い次第、開設をしてみたいと聞いてございます。

最後に(2)民間施設におけます避暑シェルターの開設についてでございますが、これまでも区有施設において避暑シェルターを拡大してまいりましたが、民間への避暑シェルターの拡大に向けまして、現在、総務課におきまして、薬局等で開設ができないかといったところで、薬剤師会と協議中といった

状況でございます。

引き続き避暑シェルターの熱中症対策を進めまして、区民の皆様が安全にお過ごしいただけるよう努めてまいります。

○木村委員長

報告が終わりました。

本件に関しまして、ご確認等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

まずこの資料のところから伺いたいのですが、区の対応のところ、特別警戒アラートが発表された場合は、（仮称）熱中症対策本部会議を設置するというので、この役割やどのような会議体なのかということ、構成員、メンバーはどのような人になるのか、学識経験者などが入るのかどうかを含めて伺いたいと思います。

避暑シェルターは以前から品川区では取り組まれて、資料にも61か所で本年度は既に開設をしているということなのですが、今回の法改正で、民間の施設も、名前は違いましたけれども、避暑施設ができるという仕組みができましたけれども、そこの中には協定を結んでということ、人数ですとか、時間帯などが公表されるという仕組みになっています。

区の管理する避暑シェルターはどうなのかということで、ホームページを少し確認させていただいたのですが、受入れ人数ですとか時間帯が載っていなかったのです。これは、区、自治体がやっている場合は公表しないのかどうか。したほうがいいのではないかと思います。どのようになっているのかということをお伺いしたい。

そうすると、ちなみに土日の開設がどのようになっているのかということ、地域センターなどは閉まっていると思うのですが、伺いたいと思います。

今回このような避暑避難施設というものが位置づけられて、そこには必要かつ適切な空間が必要であるということで、最低限の基準として言われています。そのようなときに、面積はもちろんですが、居心地のよい空間をつくっていくということが、ひとつ必要なかと思えます。やはりベンチがあるだけということだと、夏場などは日中ずっと暑いということで、短時間しかいられないということになると、なかなかまた熱中症になる可能性もあるということですので、そのような空間の考え方を区としては、どのように考えているのか。

避暑シェルターで、経口補水液などの配布はあるのか、どうか。

この間、どのようにシェルターが活用され、どれくらい活用されているのかということをお伺いしたいと思います。

○中西環境課長

大きく3点のご質問かと思えます。

まず1つ目が、仮称ではございます、現在検討中の熱中症対策本部会議でございますが、順番は前後しますが、構成員としましては、部長級の出席といったことを予定してございます。

役割としましては、各部、各施設等を持っているかと思えますので、そのような施設でどのような対応を取っていくかを、全体的に共有を図ることを考えているところでございます。

それをもって最終的にその本部会議の決定ということで、ゴーサインを出して動いていくことを考えているところでございます。

避暑シェルターに関してでございます。民間への拡大ということで、今、薬剤師会等とも協議を進

めておるところでございます。引き続きどこか適所がないかといったところは、検討してまいりたいと思います。

ご指摘がありましたホームページの件でございます。こちらは総務課のほうで所管をしておりますので、今総務課のほうと調整をしまして、どのような表記にしていくかというところは調整を進めておるところでございます。

土日の開設でございますが、そちらもホームページのほうで開設可能時間、日程等も全部公開することになりますので、その中で土日に開いている施設の中でご利用いただくといった形になるのかと思います。

今ご指摘のありました地域センターに関しましても、区民集会所という形であれば、土日に開いている場合もございます。そのようなところであれば、待合スペースがあります。後ほどの設備面の考え方も重複してしまうのですが、お休みいただけるようなスペースがある場所であれば、その部分に関してはご利用いただければと考えているところでございます。

設備面でございます。現時点での私どもの考え方としましては、なるべく多くの施設、空調が利いているところの施設を開いていければと思っておりますので、場所によってはなかなかベンチも少ないところもあろうかと思いますが、まずは空調の利いた部屋です。路上にいるよりは、確実に避暑になるような空間というものを設けていくことが重要かと考えておるところでございます。

避暑シェルターの活用です。避暑シェルターに関しては、例えば地域センターですと、ウォーターサーバーといったものが設置されて、皆様にご利用いただいていると思っております。どれぐらい使われているかということは、私のほうで把握してございません。申し訳ありません。

○のたて委員

ありがとうございます。なかなか、今、どれだけ活用されているかということは把握されていないということなのですが、やはりこの熱中症の対策を進めていくというところでは、環境省が出している1月付の「法施行について」という資料を見せていただきました。その中にこの熱中症弱者というところが書かれていて、対策をしていかなければいけないということになっているので、そのようなところも把握していく必要があるのかと思います。今、区としては、その熱中症弱者を把握されているのか、何人かを把握されているかどうかということも伺いたい。

環境省の資料のところでは、熱中症の死者数が1,000人を超える年が増えているということで、自然災害よりも10倍近くいらっしゃるということで書かれていまして、私も驚いたのですけれども、そして深刻な問題であると感じました。やはり、今、気候変動で暑い年も増えているということで、熱中症対策は本当に命に関わる問題であると思いますので、ぜひ区としてもここをしっかりとやっていただきたいと思います。

そのためにも、普及啓発が大事ではないかと思います。区として、今回環境課が説明をされているので、環境課が主体となって対策をしていくということになると思うのですが、やはりこの各課との連携ということも、高齢者、障害者、子どものいろいろな対策などをしていくという意味でも、暑さ指数の中には輻射熱が含まれているということで、道路の舗装などということも、まちづくりとしても関わってくるということになると思いますので、各課の連携ということが必要だと思うのですけれども、今、区としてそれをどのようにやっていくと考えていらっしゃるのかということも伺いたいと思います。

今、薬局と避暑シェルターの開設に向けて協議中ということなのですが、調剤薬局を考えると、待ちスペース、余分なスペースがあまり広くないようなイメージがあるのですが、実際、区としてはどのよ

うに利用していくという考えなのかを伺いたいと思います。

○中西環境課長

熱中症弱者の把握というところでございます。すみません、具体的な数字というものは把握してございませんが、私が昨年度まで地域センターで所長をしておった経験則というところになりますと、本当に様々な方が給水をされたり、八潮地域センターで広めのスペースがあったので、お休みされていたかとは思いますが。

それこそ学校帰りの児童生徒が、ご自分の水筒に水を入れて帰られるというような経験もあります。長くいらっしゃる方もいらっしゃれば、本当に一口水を飲んですぐに帰られる方もいたと思いますので、実数としては、なかなか把握はできてございません。

環境省が言っている熱中症弱者という定義があろうかと思いますが、それ以外の方々も、それこそ水を給水されたり、涼んだりといったことにご活用いただきたいとは考えているところでございます。

今、普及啓発といったところ、各課との連携の意見を頂戴しました。実際問題、各課との連携は非常に重要でございまして、それこそ民生委員のお力をお借りする部分もあろうかと思ひますし、例えば地域活動の中でいけば、お祭り等のときにどのような対策を取っていくのかといったことも、各課と連携しながらやっていかなければならないと思ひてございます。環境課として全課に網をかけた上で、丁寧に対応してまいりたいと思ひてございます。

薬局というところでございます。先ほど申し上げましたように、私どもの考え方としまして、区域内の中に少し冷房に当たれるスペースであるとか、場所によって給水ができるようなスポットがあるといったことを様々広げていくことが、まずは大事なのかと思ひてございます。

ですので、なかなか広いスペース、広くないスペースの場所はあろうかと思ひますが、まずはできる限り数を増やしていきたいと思ひているところでございます。

○のだて委員

避暑シェルターを増やすということもひとつ重要だと思ひますので、進めていただきたいと思ひますし、その中で、先ほども言いました、居心地のいい空間ですとか、経口補水液などということも含めて、様々充実をさせていっていただきたいと思ひます。

一つが、熱中症になる方のうち住宅でなるといふ方が4割もいらっしゃるといふことで、今出ているようですけれども、そうすると、やはり避暑シェルターだけでは、対策は不十分なのかと思ひます。そのような状況は、やはり込み入った対策が必要かと思ひますので、区としては、そこにはどのような対策をしていこうかと思ひていらっしゃるのかを伺います。

環境省の資料には、エアコンの普及促進が対策の例として出ているのですが、低所得者への支援が一つ必要かと思ひますが、やはりエアコンがないところは、もちろんつけるということで、ついていても壊れてしまって直せないということもあると思ひます。そのようなところへの支援を実施していくということが一つ必要ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

今回、そのような熱中症の普及啓発の一つの仕組みとして、熱中症対策普及団体というもの、また一つ位置づけられているのですが、区としてはどのようなところがこれに当たるかという考えがあれば伺いたいと思ひます。

○中西環境課長

避暑シェルターだけの対策では、区のほうもそれだけでとは考えてはございませんで、それこそ先ほど申し上げました民生委員のほうでも声かけ等をいただいております。そのようなものも含め

まして、様々な形で対策は進めてまいりたいと考えてございます。

エアコンのお話がありました。低所得者向けというわけではないのですが、今年度から品川区は環境課のほうでも、省エネといった観点からですけれども、エアコンと冷蔵庫の設置助成を行ってございます。

こちらに関しましては、東京都のゼロエミポイントと併用もできる形で進めておりますので、まずはそのようなものがあるといったことを広く周知を図りまして、エアコンの付け替えですとか、そのようなところに進めてまいりたいと考えてございます。

普及対策の団体への考え方といったところでございますが、今、具体的にこの団体がといったところは、私どものほうで把握はしてございません。それこそ民生委員の活動の中ですとか、どのような団体があるかを把握しながら、どのような取組ができるかといったところを検討してまいりたいと考えてございます。

○のだて委員

やはり熱中症対策ということが、今、重要なところになっていると思いますので、どのようなときに熱中症になるのか、高齢者の方は寝ている間に熱中症になってしまうという方も結構多いと聞いております。やはり、普及啓発を含め、そのようなところの対策も重要だと思います。

寝ている間ですから、エアコンをつけていれば、そのようなことにはならないと思いますので、エアコン設置、取替えもできるように、低所得者への支援も含めてやっていただきたいと要望しておきたいと思います。

○木村委員長

ほかに。

○ゆきた委員

61か所の避暑シェルターの開設に当たって、1点確認させていただければと思います。避暑施設として、中には既に具合が悪くなって、少し休ませてくださいと来られる方もいらっしゃると思います。もちろん、救急隊を呼ぶことが一番だと思いますが、救急隊が来るまでの応急処置としての事前準備として、アイシングのストックとか、夏場では既に氷がなくなっている場合もあるかと思われませんが、傷病者が出たときの事前準備としては、どのような対策を取られているかをお聞きできればと思います。

○中西環境課長

事前準備といったところかと思えます。正直、今、統一的に何かこれをとすることはやってはございませんが、例えば児童センターですと、アイスノンみたいなものを準備していたりと、それぞれの施設のほうで、そのようなお水以外、空調以外の部分で、様々な準備をしていると確認しているところでございます。

○ゆきた委員

ありがとうございます。ぜひ大事に至る前の危機管理といったところで、より一層の対策を引き続き進めていただければと思います。

○木村委員長

ほかにどなたか。

○吉田委員

多分、当然やっていらっしゃると思うのですが、やはり高齢者といいますと、介護保険を利用されている方は、やはりケアマネの方が把握しておられます。私も両親の介護をしていたとき、はつき

り言って、いい意味で、夏はケアマネの方の目がつり上がっているというか、土日に休んで、月曜日に行ってみたら、亡くなられていたというような例が、今回もお二人もいらしたみたいな話を伺って、本当にお辛いと思うのです。

なので、高齢者に関していえば、やはりケアマネの方がそのような状況を把握しておられると思います。部課を超えてとおっしゃっていますので、当然そのようなことも考えていらっしゃると思いますが、私のそのような経験から、やはりぜひそこは連携していただきたい。

そこから考えると、障害者の相談支援センターの支援員は、やはりそのような障害者の方たちで、自ら水分補給や冷やすなどということができない方の情報は持つておられるので、そのような方たちとも、ぜひ連携をしていただきたいと思うのですけれども、その辺について現状はいかがでしょうか。

○中西環境課長

高齢者、障害者といったところかと思います。すみません、また私の経験で恐縮なのですが、地域センターには支え愛・ほっとステーションといった施設ございます。実際、そのような方々もお問合せをいただいて、経口補水液を持って、ご自宅に伺うといった経験も私のほうでも目にしております。

当然、ケアマネの方とも連携を図っておりますので、引き続き私どものほうからも声かけをしながら、そのような現場にいらっしゃるような方々の対応というところに関しても、目を向けてまいりたいと考えてございます。

○吉田委員

そうですね。私たちの事務所に認知症の方がいらっしゃると、その方はなぜか支え愛・ほっとステーション方のお顔を覚えていらっしゃるのです。関係性があるので、そのような方のアドバイスだったら、聞いてくださるということはあると思うのです。

先ほどのご答弁には出てこなかったのですが、だからその流れでいうと、障害者の相談支援センターの支援員の方たちとの連携は、当然もうされていると思うのですが、ぜひ今後もその辺はしっかりやっていたきたいと思います。

私も、去年の夏だったか、一緒に歩いていらっしゃる方が、私と違ってほっそりされている方だったので、途中で本当に気分が悪くなられて、絶対どこかで休ませてくれるからと、シルバーセンターだったか、どこかに行ったら、麦茶をごちそうしていただきまして、休ませていただきました。

ですから、このように指定されているところ以外でも、区の施設、例えば図書館はすごくいいと思うのですが、そのようなところであれば、きっと休ませてくださると思うのです。遠慮がちな方もいらっしゃると思うので、そのような方たちへ、ぜひ近くの施設であれば、指定されていないところでも、大丈夫だからSOSを出してくださいというような広報をしていただけたらいいと思うのです。

既に考えておられるようだったら、申し訳ないのですが、その辺の現状はどのようになっているかを伺いたいたいと思います。

○中西環境課長

避暑シェルターといったことに限らずではございます。例えば図書館、地域センターもそうですけれども、所管業務でない業務であったとしても、ご相談があれば、それは区の職員として適切に対応させていただいておりますので、その形は引き続き続けてまいりたいと考えてございます。

○吉田委員

ありがとうございます。やはり中には遠慮がちな方がいらっしゃるのですが、避難シェルターとしては、このようなところを指定していて、このようなサービスも受けられますが、それ以外のところであれば、

区の施設、また、気分が悪くなったのであれば、多分、近所の商店でも大丈夫であると思うのです。

ですから、そのようなことも、今度、区商連や区信連の皆さんとも、このような取組と一緒にやりましようみたいな呼びかけも当然されていると思うのですけれども、ぜひお願いしたいと思います。多分これは前向きの答弁があると思って、要望にとどめさせていただきます。よろしくお願いします。

○木村委員長

ほかに。よろしいですか。

○新妻委員

ご説明ありがとうございました。何点か確認させていただきたいと思います。

年々暑さがひどくなっている中で、このような対応がされてきていると思います。既に品川区でも避暑シェルターがかなり早めの対応ということで、準備を進めていただいていると思います。今回この指定暑熱避難施設の指定などが法定化ということになります。例えば品川区においては、区有施設は当然ながら、ショッピングセンター等という記載もあるのですけれども、区内の民間施設の中で指定をする、検討が進んでいるところがあれば、教えていただきたいと思います。

熱中症特別警戒アラートが発表された場合に、熱中症対策本部会議を設置するとあるのですけれども、どれだけこのアラートが発信されるのかということや予測しているのか。例えば今日も発信しました、あしたもです、となったときに、部長級ということでありましたけれども、毎回毎回このような会議が招集されるのか。そこら辺が職員の皆様のかかなりの負担になってくるのかと思うのですが、その辺りの考え方をお聞かせいただきたいと思いますということが1点です。

避暑シェルターが設置をされている中で、文化センターには冷水等の提供がありませんということで、ホームページに出ているのですけれども、ここに冷水等の提供がないということは、どのようなことからなのかを教えていただきたいと思います。

○中西環境課長

まず民間施設のほうでございます。今ご説明申し上げました薬剤師会のほうとは進めているところでございます。その他に関しまして、具体的なところはまだ見繕ってはいないのですが、今後もしできる限り拡大はしていきたいと考えているところでございます。

特別警戒アラートの発生の可能性といったところでございます。こちらはいろいろ調べてみますと、2年前に埼玉県で40度を超えたような暑さだったとき、あのときの推計値で34という推計が出ておりますので、今まで35に至るような暑さ指数は出たことはないということが現状と私どものほうでは認識をしてございます。

ただ、現状、気温等が上がっておりますので、今後といったところは、何回かは出るのかという想定の中で動いてまいりたいと考えてございます。

本部会議でございます。委員ご指摘のとおり、確かに毎度毎度というわけには、なかなかいかないタイミングもあろうかと思います。それこそ日曜日に対して特別警戒アラートが出ますということが、土曜日に発表になれば、本部会議を開いているいとまもないという状況もございまして、その辺りは、本部会議の中でも整理をしながら進めてまいりたいと考えてございます。

文化センターのところでございます。すみません、所管のほうに正式にヒアリングをしたわけではございませんが、設置場所はそれなりのスペースを取ってしまうといったところで、なかなかできない部分もあろうかと思いますので、今後どのような対応が取れるかといったところは検討させていただきたいと思います。

○新妻委員

ありがとうございました。それぞれお願いもしたいと思います。

文化センターにつきましても、できる限りの対応ができますように前向きなご検討をお願いしたいと思います。

熱中症対策本部会議につきましても、詳細が分かりました。35になるという発信がされる状況が、これまではそんなにないということではありましたけれども、やはり年々暑さがひどくなっていることでもありますので、そこは職員の皆様の負担にならないように。ただ土日などは特にイベント等の開催もあろうかと思えます。夏祭り等においては、夏の暑い時期をずらしてというようなことも進んでおりますけれども、それでも夏のイベント等、また学校のプール等もあるかと思えますので、そこら辺はスムーズに連携が取れますようお願いをしたいと思います。

すみません、1点だけ、もしこれは分かればなのですが、避暑シェルターは早く設置をしていただいているのですけれども、これまで公園の暑さ対策ということで、よしずの設置をできるところをしていただいていたかと思うのですが、今年度よしずの設置を早めという、梅雨時期にもなりますので、もし分かれば教えていただければと思います。公園の暑さ対策ということでの対応が分かれば教えていただきたいと思えます。

○高梨都市計画課長

区内の公園においては日陰をできるだけつくっていきたいということで、特に子どもが多く遊ぶ箇所によしずを設置して、暑さ対策をしてございます。また近年は、それに加えまして、ミストの設置等も併せて行わせていただいているところでございます。

早めというようなお話がございました。また所管とも相談して決めてまいりたいと思えますけれども、基本的には日が高くなってくる夏の時期にしっかりと日陰をつくっていくということで、よしずを設置してきてございます。またよしずの設置も、一気に全ての公園にできませんので、一定の期間をもって準備を進めてまいりますので、その中でできるだけ前倒しで、早くできることができるかということをお園課とも協議しながら進めてまいればと考えてございます。

○木村委員長

ほかにどなたか。

○西村委員

ありがとうございます。1点お伺いさせてください。熱中症特別警戒アラートの頻度のお話が、先ほど埼玉県の記事もありましたが、お話を伺っていて、高齢者の方などにとっては外出が特に危険な状況になるぐらいであろうと思えました。ですので、SNSではないアナウンスの方法というのは何か検討できないかと思っております。例えば高齢者の方はよくケーブルテレビご覧になっていますので、そこで速報を出す、固定のアナウンスを画面上に出しておく、これは少し難しいかもしれませんが、防災無線などは使えるのかなど、その辺りをお聞かせいただければと思います。

○中西環境課長

SNS等をなかなか見ない、いわゆるデジタル・デバイドの方々への対応といったことと存じます。ケーブルテレビ品川に関しましては、熱中症警戒アラートが出ているときも、たしかL字放送による情報発信をさせていただいておったかと思えますので、引き続きそちらのほうは続けてまいりたいと思えます。

防災無線は、地域センターの経験でいくと、防災無線が流れた後に、高齢者の方が今何だったのかと、

聞きに来ることもあったりした経験もあります。なかなか聞きづらいというお声もいただいているところもございます。どのような形がいいかは、防災課とも少し調整してまいりたいと思います。

○西村委員

ありがとうございます。そうですね。L字で出ておりましたので、それをぜひ続けていただきたいことと、高齢者の方はそもそも外出をも控えていただきたいと思いますので、様々ご検討いただければと思います。ありがとうございます。

○木村委員長

ほかに。

○つる委員

今、西村委員からもありました、まず、そもそも東京都のキーマッセージのページで、米印には、「全ての方が自ら涼しい環境で過ごすことを考える」と。民生委員等が想定されるのでしようけれども、「高齢者や乳幼児が熱中症にかかりにくい状況で、エアコンを使っているかという確認を云々」とあるわけですが、そのようなことも含めてみると、やはり自宅で涼しい環境を確保できるというところの支援が、法に照らし合わせても重要だということです。

これについては、昨年の自分の2定の一般質問の中で、エアコンはあるのだけれども古くて、清掃をすれば使えるのではないかというところで、クリーニングの助成をしたらどうだという提案もさせていただきます。

設置助成は、先ほどご答弁があったような形で、東京都のほうも活用しながら区の支援も合わせれば、ある程度の購入の促進にはつながるのかと思うのです。

民生委員が訪問して、既存であるエアコンを使ってくださいと言うけれども、高齢者の方々は、いろいろな理由でつけないということが大半なのですという現場の声もあるわけです。そこは、その心はいろいろな理由があるとは思いますが、でもエアコンの機器をきちんときれいにすることで、クリーニングをすることで、効きがいいのです。もっと言えば、少し踏み込んで、先ほど吉田委員からもありましたけれども、品川区でも何年か前に熱中症によってということがあったと思います。

やはり自分だけではなく、周りの方への思いやりというか、配慮ということです。お互いに健康をしっかりと保っていくというところでも、やはりエアコンをつけることは、本当すごく大事であるという理解を進めていくことが中心軸だと思います。

先ほど来、避暑シェルターは、ボリューム厚くいろいろな質疑があったわけですが、この法に基づく熱中症に対する対応の発信というところでは、環境課として、こころをどこまで差配するのかということです。避暑シェルターの掌握等は総務課かもしれませんが、その軸足での各所管ということです。区民への対応の発信、対応の促進、庁内での施策の提案などの辺りについては、今、環境課としては、どのような考えがあるのかを教えてください。

○中西環境課長

全庁挙げての取組は、周知、普及啓発も含めてになるかと思いますが。実際、区のホームページでも、高齢者福祉課、保健センターといった問合せ先を入れたような熱中症対策というホームページを上げさせていただいておりますので、そのようなものをもう少し充実させていく。

ホームページだけではなくて、それこそ町会掲示板等に貼らせていただくというようなことも含めて、環境課のほうで各所管のほうに声をかけながら進めてまいりたいと考えてございます。

〇つる委員

先ほど周知啓発というか、それを促す部分の広報の媒体、場所の質疑が先ほどありました。ご答弁があったような設置助成もさることながら、昨年提案させていただいたクリーニングや、もう少し具体的に実際にエアコンのスイッチのオンのボタンを押してもらうということにつながることで、そもそも設置できるようなところは、既存の区の支援でもあるわけです。

やはり熱中症で病気になったり、亡くなれるということもなくしていくということが大事というか、むしろ重要な部分です。だから、そこで見えていくと、全体のリスクヘッジではないけれども、その辺の理解は今ご答弁いただいたようなことで促していくしかないのですが、それのよりもう少しスイッチを押すことが進むような施策を、全庁できちんと考えていかないと、多分、今年もきついのだろうと思いました。

先ほどあった今後の対応というところでは、本部会議があって、この事務的な立ち位置が環境課なのかと思うのです。だから、そのような意味では先ほど環境課としての動きを伺ったわけですが、環境課として、ぜひ施策を促すような取組をやっていただきたいと思います。

先ほど質疑で若干ありました、やはり自宅から避暑シェルターに行く際に、その道中でしんどくなることは想定されるわけです。これもこの間ずっといろいろな質疑があったわけです。そのような部分では、まだ比較的気温が上昇する前の早い段階、だから、避暑シェルター、指定暑熱避難施設が開く時間です。ここがすごくポイントなのかと思います。極力早い時間から来てもらう。

付随的に例えば食事もとらなければいけないなどとなってくると、今度はいろいろな施策の展開、民間の方のアイデアが出てくると思います。それはそこで何かお食事を取る、憩いを取るという時間を過ごしてもらう。これは環境課であれば、今度はエネルギーの削減をしていかなければいけない課題があるわけです。

エアコンを使ってください。命を守ってください。でも、それで電力が上がってしまっというジレンマが、いつもご答弁にあるわけです。その部分では、そのようなところで、複数人で過ごしていただくことで、その辺の課題も解決できるのではないかとということなので、先ほどのそのような庁内での啓発をやってもらいたいということなのです。

具体的などころでは、先ほど文化センターではないとあったわけですが、環境課の違う取組として、マイボトル用給水機の設置を進めていたかと思いますが、このようなどころもあるわけですから、例えば文化センターでもそれを設置すればいいのです。やはり、そのようなどころも大事です。文化センターだけないと、何でという、本当に至極当然な「何で」であると思うのです。理由はいろいろあるのでしょう。なので、そのようなどころも工夫をしていただきたい。

避暑シェルターという観点でいくと、例えば高齢者多世代交流支援施設（ゆうゆうプラザ）ですが、今、品川区に5か所あるわけです。所管違うのですが、今年度このうちの自動販売機の2か所の契約が不調になっています。5か所中2か所の自動販売機がないのです。いろいろ問合せもいただいて、まさに暑くなってきた、水分となったときに、中旬からは避暑シェルターとして、麦茶などの配布となるわけですが、期間設定が9月末です。

ただ、前倒しも含めて、後ろも含めて、暑い日が続くわけですし、逆に寒い日もあるのです。1年間を通すと、寒い日は温かい物を飲みたいと思っても、ゆうゆうプラザの5か所のうち2か所は、それがなくなってくると、このような避暑シェルターで提供するもお茶などでしっかりと対応できるというところでは、これは先ほどの所管の取りまとめは総務課かもしれませんが、指定しているそれぞれの法

人かもしれない。

そこも先ほどの環境課というところでは、やはり促進していく立ち位置では、そのような設備、施設がない、備品がないところについては、手厚く何かを手当てをしていくということも必要ではないかと思えます。

ゆうゆうプラザ自体の所管は違うわけですが、環境課としてこの辺りの情報の掌握や把握、環境課として何ができるのかということの案が既にあれば教えてください。

○中西環境課長

様々な取組をしていかなければというところで、先ほどご指摘がございましたゆうゆうプラザの自販機の契約不調の件は、私のほうでもお話を伺ったところではございます。なかなか相手方があっての話ということで、自販機のメーカーのほうも置ける場所、置けない場所があるとは聞いているところではございます。

例えばこれは本当にまだ検討の端緒といったようなレベルではございますが、先ほどご指摘あったマイボトル給水機といったものの置場を考える中でも、そのような自販機がなかなか置けないようなところでも、水分補給を望む方が多いような施設といったところも含めて、マイボトル給水機の設置といったものは進めてまいりたいと考えてございます。

民間施設へのマイボトル給水機の設置助成も始めておりますので、そのようなものも積極的に打ち出しながら、まずは環境課としてできること、それから所管と調整しながら、所管のほうで対応できることについては密に連携をしてみたいと考えてございます。

○つる委員

最後です。先ほど質問の中でいろいろ申し上げました、オープンの時間を少し早めるとか、当然、職員の方の時間的制約もあるのだと思うのですが、その辺の工夫など、この辺も全体を通して、とにかく暑さによって残念なことにならないような対応を、ぜひ積極的にやっていただきたいと思えます。

○木村委員長

ほかに。

○鈴木副委員長

今回の法改正のことで、環境省から出されている法施行についてということで、この説明書みたいなものを見せていただきました。この中でも対策の普及啓発ということはいろいろなところに出てくるのですが、この普及啓発というものはすごく大事なのではないかという思いがしているのです。

緊急搬送にしても、55%が高齢者で、亡くなる方も高齢者が多い。在宅で倒れたという方も4割ということも、緊急搬送のまとめの中にも書かれています。どのような所で倒れて、どのような形で亡くなっていくのかというあたりを分析することによって、どうその対策を取っていくかということが見えてくるのだと思えます。

そのようなところからすると、高齢者の方々の熱中症に対しての知識というか、意識をまだまだしっかりと持たれていないというところに対策を取っていくことがすごく大事なのではないかということを感じています。高齢者の方は、自分で暑さも結構感じないのです。それなので、もうすごく暑い部屋にいても、倒れるまで、気づかないで、暑くないと言うのです。普通に私たちがいたら、とてもいられないような息苦しいような締め切った部屋で、暑くないと言って、体調を悪くしているという状況の方がいらしたのです。そのような方はたくさんいらっしゃるのではないかと思うのです。

そのようなところで、家に温度計があるかと思ったら、温度計もない。それから、クーラーなども、

真夏のすごく暑いときなのに、ほとんど使ったことがない。クーラーをつけても、クーラーが利かないなどという状況になっていて、命を落としていくということはあるのだなということ、体験を通して、実感しています。

そのようなことからすると、熱中症がどうして起こるのか、またどのような対策が必要なのか、そのような熱中症は、知識を持つことで予防もできるし、熱中症で亡くなるということは防ぐことができるものだと思うのです。

そのようなところで、私は、熱中症対策の普及啓発というところを、区としても力を入れてやっていくべきなのではないかと思っています。そのような点でいえば、どこがどのように担っていくのかというところは、区としてできているのか。その点伺いたい。

そのような点でも、例えば保健センター、在宅介護支援センター、支え愛・ほっとステーション、民生委員の方など、いろいろあると思います。そのようなところで、私はもう本当にきめ細かな知識を持ってもらうための講座だったり、講演だったり、そのような高齢者クラブごとなのかどうなのかは分からないのですが、そのような形で、高齢者の皆さんがそのような熱中症に対しての意識をしっかり持つような普及啓発を徹底して行うことが必要なのではないかと思っています。

これは、こここのところでこのような対策が取られるというところでの報告だったので伺いたいのですが、そのような連携だったり、どこでどのようにしていくのかということは、区のほうとしてできているのか。まずそのことについて伺いたいと思います。

○中西環境課長

普及啓発といったところかと思っています。実際、今ご指摘があった支え愛・ほっとステーション、民生委員、各施設において様々な取組をやっておると聞いてございます。一元的にどこかが把握をして、次はこの形でといったような体制を取ってございませんが、例えば福祉部の中では、そのような情報を共有しながら、様々な講演等を進めているとは聞いてございます。

引き続き環境課のほうもこのような形で、今、例えば本部会議の事務局をやるような形もございまして、私どものほうでも適宜提携しながら、一つ一つ進めてまいりたいと考えてございます。

○鈴木副委員長

この対策に対しての計画というのは、国としては計画をつくるということになるのかと思うのですが、この熱中症対策をどのようにしていくのかということは、区として計画をつくるなどということはないのでしょうか。そのことも伺いたいと思います。

様々な取組を進められていても、実際問題、そこの知識はまだまだ行き届いていないということが実態なので、そこのところは、今度、対策本部会議でそのようなことができるということなので、そのようなことを知識として持ってもらうという普及啓発も、ぜひ計画的にやっていただきたいと思います。

もう一つ、クーラーがないアパートは随分少なくなったと思うのですが、今でもまだあります。クーラーがないアパート、今度は電気代の国の補助も、今、半分切られて、今度また全面的に国の補助もなくなるということで、また電気代がまた上がっていくわけです。

そうすると、今でも、電気代が大変で、クーラーを節約するみたいな状況になっていると思うのですが、そこのところは、その補助金も切らないでほしいということで、国に意見を言うだったり、区として低所得者への電気代補助ができないものなのか。そのようなことの検討もぜひしていただきたいと思うのですが、その点、1点伺いたいと思います。

そのようなところで、クーラーがなかったり、電気代が大変でクーラーが実際使えないという方は、

できれば避暑シェルターで長時間過ごせたら、それはそれで助かると思うのです。この避暑シェルターは総務課ということで、環境課としては、避暑シェルターの中身についてはあまり把握されていないということなのでしょうか。

先ほどの総務省から出されている中でも、避暑シェルターで最低必ず備えるべき最低限の基準がありまして、この中でももちろん冷房施設はそうなのですけれども、そのほかにその地域や指定暑熱避難施設の状況に応じてなのですけれども、同時に適切に滞在できる空間が確保されていることということで書かれているので、居心地よいシェルターの在り方みたいなものが求められるのではないかと思います。

そのようなところは、今のところは、多分、今ある施設をどうぞ使ってください、来てくださいということで、区として居心地をよくするために、例えばソファを設けますなどという基準をつくっているというわけではないのですか。

だから、そのようなところも、もう少し居心地よい施設で、時間的にもある一定時間はそこで過ごせるようなところも検討することが必要なのではないかと思いますのですけれども、その点はいかがでしょう。

先ほどもありましたけれども、熱中症で本当に脱水状況になったりしたら、水分だけ、麦茶だけでは足りないと思うのです。そのようなところで、経口補水液などは、避暑シェルターには常備しておくということは必要なのではないかと思いますのですけれども、避暑シェルターとしてのあるべき基準のようなものは、一定、区としても検討することが必要なのではないかと思いますのですけれども、その点も伺いたいと思います。

○中西環境課長

まず熱中症対策の計画という大枠のものは、区のほうでは特段有してございません。ただ、例えば高齢者支援の中での熱中症という部分が契約の中にはあるとは思いますが、区として統一的なものを持っているわけではございません。

電気代の部分は、今年度で国のほうの補助が終わって電気代が上がるということは、ニュース報道等でも確認はしてございます。一定、石炭等の資源の価格が落ち着いてきたということが、国の理論であるとは聞いておりますので、そのような状況等はこちらのほうでも注視しながら見ていきたいと考えてございます。

避暑シェルターの居心地のよい在り方、基準といったところに関しましては、画一的なスペースを持っている施設全てを網羅しているわけではないので、なかなかできる部分、できない部分があるかと思っておりますので、個々別々にはなるかと思っておりますが、少しでもお休みいただけるような空間といったものは準備してまいりたいと考えてございます。

○鈴木副委員長

本当に熱中症で亡くなるということは、ある程度対策を取ることによって防ぐことができるものだと思うのです。そのような点では、これからますます気候危機の深刻な状況になっていきますので、知識の普及啓発もそうですし、対策というところでも、区としても、できれば計画をしっかりとつくってやるくらいにしたほうがいいと思いますけれども、そのようなところも含めて、区民の命を守るというところで対策を取っていただきたいと思っております。

○木村委員長

ほかに。

○須貝委員

今のお話ですけれども、ご高齢者の方が、クーラーを使わないで、設置されているのに、そのまま放置して、亡くなっている方が大勢出ている。これはテレビでも報道をしています。その根本は何なのかというと、やはり以前から電気代がかかるのだと。だから、これぐらいなら扇風機で大丈夫だ、うちわで大丈夫だということを今はさせているのです。

本来は国が補助してやればいいのですけれども、できないならば、人の命に関わることですから、環境課から予算を出せと言いませんけれども、福祉部のほうもそうですし、健康課のほうでもそうですけれども、やはり区を挙げて、夏場だけだったら、年間を通してではないので、そのような対応をするべきだと私は思うのです。やはり人の命に関わって、原因が何か分かっていて。

何度も申し上げますけれども、要は電気代が高いから、お金がかかるから使わない。今ご存じのように、もう物価がこれだけ上がって、ここでまた6月から電気代が上がってしまったら、もうこれでは生活が大変です。ますます切り詰めると思います。今日は環境課がいらっしゃるからあれですけれども、しっかり区として、全庁を挙げて、しっかり対応していただきたいと思います。それについてご答弁をいただければと思います。

やはり町会の掲示板で、回覧板は、熱中症に対して、症状はこのようなものだと、その対応策について、このようなものだと。今、掲示板は変えられます。広報しながらでも、区で一生懸命、区民にお知らせをしています。ですけれども、結局、個別でないと、皆さん見ないです。町会の回覧板が、全世帯に行くかということ、どうしても行かないです。掲示板を見るかということ、やはり町会によっては、2,500世帯あっても、町会の掲示板は10か所しかないような状況なので、見ないのではないかと私は思います。

ですから、広報しながらは分かります。分かりますけれども、一部は個別に送っているようですけれども、新聞の折り込みは、品川区全域、全体で約6万数千世帯しか新聞を取っている人はいないのです。現実そのようなことを見たら、もう個別に郵送するなり、何かそのような対策を考えて、熱中症はこのようなものです、お体を大切にしてください、その対応策はこうです、クーラーは切らないでください、どうしても電気代がかかるなら、区に連絡してくださいと、助けます、支援しますということぐらい、一歩進めて、やるべきだと私は思うのです。やはり区民の命に関わっているということならば、もうそのような時期ではないかと私は思います。

第2点は、下の2番のほうで、熱中症警戒アラート発表された場合に、区主催イベントの実施可否や、学校、保育園、幼稚園等における校外活動等の開催可否の判断、各部局における対応策の共有を行うとあるのですが、特にこの判断です。

区主催なら、区は、事故があったら怖い、熱中症になって人に倒れられたら困るということはあると思うのですが、一つ大事なことは、熱中症の危険があるから、全てイベントをやめてください、中止してくださいということは行き過ぎだと私は思うのです。

人間は、それぞれ人間の体の中に遺伝子があって、そして熱中症もあるところまでは対応できるように、やはり遺伝子も成長していつているわけですから、全てをやめさせるのではなくて、やるに当たっては、もう主催者側が十分に注意して、責任を持って対応してください。あるスポーツクラブのお話を聞きましたら、ふだんの練習でも、サッカーチームでもそうですけれども、練習時間は10分ごとに止めています。そして吸水して、日陰に入れて、それでまた、5分、10分の休憩をしたら、また練習をする。試合も同じようにやって、子どもたちが倒れるかといったら、倒れていません。やはり人間は強いものです。それを一切、熱中症警報が出た、外へ出るな、全てやめろ。そのようなことをしていたら、

成長も何もないと思うのです。

監督、代表者の方、先生方も、やはり子どもたちの顔色やしぐさなどを見て、責任を持って監督・運営しているわけですから、そこら辺は考えてほしい。コロナのときもそうですけれども、全部やめろ、何もするな。確かに最初は怖かったから、それもありました。でも、実際やってみたら、そんなことないのです。簡単に感染するわけではない。

でも、こうやって高齢者も外へ出るな、一歩も出るなといったら、避暑シェルターへは行けないです。行くに行けない。行くに行けないから、自宅にいななければいけないのですから、やはりそのようなことも考えて、区民に発信していただきたいと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○中西環境課長

すみません、質問の順番と前後するかもしれませんが、確かに委員おっしゃるとおりの部分もございまして、熱中症対策は、ご自分の中でご自分の体調といったものをまず把握していただくということも、非常に重要になろうかと思えます。

そのような意味で、普及啓発といったものは非常に重要な観点かと思えますので、どのような形で広く区民の方にお伝えしていけるか、今のようなやり方プラスアルファ何があるかといった部分に関しては、こちらのほうでも検討させていただきたいと思えます。

実際、個別にお話をしている姿、地域センターの支え愛・ほっとステーションのお話で恐縮ですけれども、暑いから今日来なくていいですというお話をしても、来てしまう方もいらっしゃる。どのような形の伝え方をするか、もしかしたらお一人一人によって伝える方法を変えていかないと、それがどこまで区のほうとしてできるかという部分はありますが、できる限りのことは考えてまいります。

イベントの開催関係のお話でございますが、国のほうも、それから私どものほうでも、必ず全てを中止するといったところで考えているわけではなくて、まず第1順位としては、いかに熱中症に対応できる、対策できるかといったところが最初に来て、それでも熱中症対策がなかなか難しいということであれば、イベントの中止であるとか、延期といったものを検討いただきたいといったことを、例えば事業者主催のイベントなどにはお声かけをして、働きかけをしていくといったことになろうかと考えてございますので、熱中症対策はどのようなものが取れるかといったことも含めて、引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、クーラーの関係でといったところ、先ほどのご答弁とも少し重複する部分ございますが、どのようにクーラーを使ってもらおうといったことも含めて、どのような対策を取っていただくかといったことを、我々としてもできる限り前に発信をしてまいりたいと考えてございます。少し検討の時間を頂戴できればと考えてございます。

○須貝委員

いろいろ申し上げましたけれども、やはり人の命がかかっている。片や、やはり子どもたちの成長、また健康な大人の皆さんがスポーツで楽しむ、それぞれ自分の趣味で楽しむというようなことをやれないときも、もちろんあると思うのですが、できるだけそれをそれで残して、区民の活動は活動で、ある程度やれるように。

そして、ご高齢者、もうどうしようもないのですから、もうお金もない、何もない。そのような中で、やはりクーラーに関しては、クーラー見回り隊みたいなものに各町会で協力してくれればいいのですが、そのようなものを旗揚げして、地元の人が見守るという姿勢も大事だし、本当に金銭的に大変なら助けていくということが行政の仕事だと私は思います。いろいろたくさん仕事があると思うのですけれども、

区としてしっかりした対応していただきたいと私は思います。

○澤田委員

今、皆さんから様々な質問は出尽くしているとは思いますが、一つ気になったことがあります。避暑シェルターの場所というのは、ホームページにぱっと出てはいるのですが、マップみたいなものは、現在あるのでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○中西環境課長

網羅したマップのようなものは、特段ご用意はなかったかと思います。今後クーリングシェルターの公表等も行っていくので、場所の周知の仕方も含めて、どのような形が取れるかは検討させていただきます。

○澤田委員

ありがとうございます。現在ないということで、これからいろいろ検討されていくことかと思えます。先ほど来、出ている情報弱者だったりですか、あと最近聞いてびっくりしたのですが、55歳ぐらいの方でもグーグルマップを全然使えないみたいの方もいらっしゃる、意外と女性だと分からない方もいるみたいです。

例えば避暑シェルターマップみたいなものは、それこそ高齢の方になれば、より必要だと思うのですが、住所があっても、例えばどこだろうというのを探すのは、ずっと住んでいらっしゃる、詳しい方は別だと思うのですが、ぱっと見て分かる何かがあったら、いざというときに助かるのではないかと。

例えば先ほどから出ている高齢者の方は気がつきにくいと、自分が暑いのか、寒いのかということも、鈍感になってきてしまったりということがあると思います。たくさん書いてあると難しいと思うので、簡単なものでいいと思うのですが、例えばマップの裏側に、「皆さん気づきにくいこともあると思うから、水分補給をしっかりしてね、クーラーをつけてね」という簡単な文言を記載する。

経済的に、またいろいろな理由で、つけられない方、我慢してしまうという方もいらっしゃると思います。そのときにそのような方に向けてできること、お金をかけなくてもできるようなこと、例えば保冷剤をわきに挟む、鼠径部に挟むなどの案内もあったら、熱中症にかかってしまう方が少しは減るのかと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○中西環境課長

様々ご指摘をいただいたかと思えます。どのような形で周知をしていくのか、また熱中症対策は、どのようなものがご自分にとって適しているのかと考えていただくような手法を、今後、様々少し研究させていただきます。

○澤田委員

ありがとうございます。どうぞいろいろよろしく願いいたします。

○木村委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木村委員長

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

次に、(2)感震ブレーカー設置補助事業の拡大についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○羽鳥防災体制整備担当課長

私からは感震ブレーカー設置補助事業の拡大について、ご報告させていただきます。

予算プレス発表のときには、区内全域に拡大するということはお示しさせていただきましたが、補助率、額につきましては、具体的にお示しできておりませんので、そちらも含めて今回ご報告させていただければと思います。

まず、背景および目的でございます。

過去の大震災における火災のうち、約6割は電気火災によるものとされています。また、能登半島地震における朝市通りでの大規模火災も、電気火災による可能性があると報道されているところでございます。徐々に感震ブレーカーへの関心も高まりつつある中、一方で、物価高の影響で、設置費用が上昇しているという現状になっております。

区といたしましては、都と連携をして、令和12年までに、区内全域の設置率25%を目指して、今年度より補助事業を拡大してまいります。

次に、事業概要でございます。

まず1つ目、補助の対象製品でございますが、こちら特に変更はございません。図に赤枠でお示しさせていただきましたが、一括遮断型の分電盤型とアース付コンセント型になります。

2つ目、対象地域は、従来の不燃化特区から区内全域へ拡大させていただきます。

3つ目、補助率と上限額でございますが、一般世帯の内容を高齢者等世帯の水準に引き上げます。また、高齢者等世帯の内容をさらに充実させてまいります。

その結果といたしまして、アース付コンセント型につきましては、一般世帯、高齢者等世帯ともに、補助率10分の10、上限額3万円という形になります。実質、自己負担なく設置できるようになると認識しているところでございます。

最後にスケジュールです。

6月までに要綱改正等を行いまして、4月から受付を開始できるように進めてまいりたいと考えてございます。

○木村委員長

報告が終わりました。

本件に関しまして、ご確認等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

今回、区内全域の木造住宅を対象に拡大したということと補助率を引き上げるということで歓迎したいと思います。まさに求めてきたことなので、うれしく思います。

今回、アース付コンセント型がすごく利用しやすくなったと思います。このコンセント型をどんどん利用してほしいと思ったのですけれども、分電盤型との違いは何だったかと思ひまして、コンセント型と分電盤型のそれぞれのメリット、デメリットは何かというところを伺いたいと思います。

先ほど少しご説明がありましたけれども、工事費用です。設置費用を含めて、少し古いのですけれども、令和4年度の設置助成のパンフレットがありまして、そこにはこの分電盤型で、内蔵型だと7万円から8万円、接続型だと3万円から4万円、簡易タイプが1万5,000円程度ということで出ていたのですけれども、この費用というのは、現在も変わらないのかどうかというところを伺いたいと思います。

この資料にも示されていますが、感震ブレーカーの設置率、令和12年までに25%ということで、

つまり、あと6年後ぐらいまでに目指すということなのですから、現在の設置率は何%なのかを伺います。

○羽鳥防災体制整備担当課長

3つご質問をいただいたと思います。

まず1つ目、分電盤型とアース付コンセント型の違いというところでございます。基本的な機能は同じになります。自動的に地震の揺れを感知して、ブレーカーを落とすという形になります。

この2つ以外に、参考までに、昨年度東京都が木密地域に対して無償配布を行いました。そちらの感震ブレーカーというのは、特定機器遮断型、その青い表にあります一番右側のものになります。こちらは機能が大きく違っていて、その分、感震ブレーカーにつないだコンセントの先の機器だけを遮断するというものになります。そこは大きく違いますが、今回、区が補助している一括遮断型の分電盤型とアース付コンセント型というのは、基本的には同じ機能になります。

ただアース付コンセント型につきましては、やはり分電盤から距離がありますので、万が一、壁の中の配線に損傷があれば、自動的にアースにつないだ部分から大量に負荷をかけて、漏電をさせるのですけれども、そこが機能しない可能性はあるというところではありますが、基本的には同じような動きをしております。

続きまして、工事費込みの費用の部分でございますが、こちらも特に変更はございません。今後も工事費込みという形でやらせていただきたいと考えてございます。

3つ目、令和12年までに25%という目標で、現状というところでございますけれども、令和5年度までに、累計で657件の申請を区の補助としていただいております。こちらは、昨年度まで不燃化特区を対象としてさせていただきました。不燃化特区としては、設置率としては、5.1%でございます。こちらは、区内全域に広げた場合になりますと、1.2%という形になります。まだまだ目標には届いていない状況ではございます。

一方で、東京都のほうも、昨年度、無償配布を行いました。そちらでは、おおよそ1万個ぐらいを配布できたのではないかと想定はしているところでございます。

そのような数字も含めながら、また区や都の補助以外で、独自で設置されている分もあると思います。そのようなところも、今後、世論調査等で、なるべく数字を把握するように努めまして、早期に25%にこだわることなく、なるべく多くの設置ができるように事業を進めてまいりたいと考えてございます。

○のだて委員

分電盤型とアース付コンセント型については、分電盤のほうが安心というか、確実ということですが、基本的には同じということです。

そうすると、やはりアース付コンセント型は、助成額も10分の10ということで、一般世帯も負担なく利用できるということですので、本当にこれを広く普及させていただいて、やはり電気火災していくということが重要であると思いますので、ぜひこれを進めていただきたいと思います。

現在、全区的には1.2%、特区では5.1%なので、25%までは差が結構あるという状況ですが、今の課題ですとか、区が取組でこのようなことを充実させていきたいということがさらにあれば伺いたいと思います。

○羽鳥防災体制整備担当課長

委員おっしゃったとおり、アース付コンセント型のPRを、区としてもぜひ積極的に進めてまいりたいと考えてございます。

現状の課題といたしましては、まず感震ブレーカー自体の認知度が低いのかと考えておりますが、昨今の能登半島地震の報道等や東京都が無償配布したということもありまして、認知度が大分上がってきているのかと考えております。

それを証明する一つの数字といたしましては、令和4年度の区の申請いただいた数が49件に対して、令和5年度は102件ということで、倍増したということなので、今年度またさらに数が増えるのかと考えてございます。そのような状況でございますので、この機会を捉えて、積極的にPRを進めてまいりたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

○木村委員長

ほかにどなたか。

○ゆきた委員

ここの背景および目的で載せられているとおりで、火災の6割が電気火災によるもので、感震ブレーカーの有効性は非常に高いものであると思われま

す。やはり重要性の浸透、普及といったところで、感震ブレーカーとは何かというものと、通電火災というものがどのようなものなのかという認識がまだまだなのかというところがありますので、伝え方、広報の工夫が、より一層重要であると感じています。

実際に補助は全域に拡大はされましたけれども、うちは電気ストーブを使っていないから大丈夫だとか、エアコンを使用しているから大丈夫という認識をしている場合も考えられます。例えば、そうでなくても通電火災が非常に高い確率で起こっているということや、通電火災の被害が大きいのということを、例えば4コマ漫画などで伝わりやすい、目を引くようなやり方で、周知の工夫も考慮していただければと思います。この点についてお聞きできればと思います。

また、もう1点ですが、(3)の補助率・額の拡大について記載されていますが、感震ブレーカーの設置推進事業補助金交付要綱の改正では、記載のない分電盤型の新築住宅についてはどうなるのか。

(3)①分電盤型の一般世帯に組み込まれているのか、教えていただきたいと思います。

○羽鳥防災体制整備担当課長

まずPRについてでございます。通電火災のPRということで、4コマ漫画というご提案いただきました。今後新しいチラシを作成してまいりますので、参考にさせていただきながら、分かりやすいように伝えていきたいと考えてございます。

しながわ防災体験館にも、体験できるキットがございますし、パネルもありますので、そのようなものも参考にしながら、分かりやすいような形で進めてまいりたいと考えてございます。

もう1点、新築につきましては、実はこの補助事業は平成28年度から始めてございまして、昨年度までで、実際に実績が1件ということでございました。ですので、特に今回記載させていただいてはおりませんが、今年度からは特にその枠は設けず、今回書かせていただいた4つの枠で進めていきたいと考えてございます。

○ゆきた委員

ありがとうございます。では、新築であっても、分電盤型は一般世帯の中に入るという認識でよろしいでしょうか。

また、広報の工夫については、より一層の工夫を考慮していただければと思います。

○羽鳥防災体制整備担当課長

新築のところでございます。新築時に同時に補助するということになるだけでございますので、

設置されている分電盤に対する補助というのは、今までどおり残ります。ですので、通常の既存の補助で対応できるということでございます。

○木村委員長

ほかにどなたかいらっしゃいますか。

○吉田委員

すみません、すごく基本的なことなのですが、私もずっとこれをやりたいと思っていて、ただ、工事の金額に補助があるのですが、工事にどれくらい時間がかかるのかなどの基本的な知識が、私はなくて、たしか最初に通電火災を認識したのが阪神大震災のときで、あのときも通電火災が結構あって、本当にこのようなものは必要だなと思います。その辺の周知といいますか、今、例えば、うちは特殊かもしれませんが、家が大変散らかっているとか、そのようなときに、工事にどれくらいの時間がかかって、だから、こちら辺だけで工事は済みますということが、いろいろな点検でも、はっきり言えば、ここだけ見せていただければ大丈夫ですとと言われると、それならお願いしますと、結構なるわけです。

そのようなためにも、そんなに工事の金額の負担だけではなくて、その手間の負担もないということが分かると、申請される方が増えるのではないかと思います。その点について、恥ずかしながら、認識を改めさせていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○羽鳥防災体制整備担当課長

工事の負担についてでございますけれども、確かに今まで工事については、具体的に周知はさせていただいておりませんでしたので、そこは検討してまいりたいと思います。

ただお申込みいただいたときに、協定を結んでございます東京都電気工事工業組合品川・目黒地区本部の方が、現場に出向いて、実際どこをどのように工事するのも説明させていただいています。その上で、正式にお申込みいただくという流れにはなっております。

工事の期間に関しましては、特に決められたものはないのですが、そんなに時間はかからない、1週間もかからないでできると認識してございます。

○吉田委員

そのような情報はとても大事だと思うのです。基本、今はご夫婦ともに外にお仕事に行かれる状況である中で、これを工事するには、やはりこれぐらいは想定しておいてくださいということ、今のお話だと正式に申込みをされる前には、それが分かるということだと思うのですが、そのような基礎的な情報もぜひ通電火災の怖さなどと併せて、これぐらいの負担はありますけれども、通電火災を起こすことに比べたら進めていただきたいという周知の仕方も、ぜひ今後検討していただきたいと思うのです。

申請してみないと、その辺の情報が得られないということは、私の感覚でいうと、遅いと思うので、ぜひ事前のこのような制度のご案内のときに、なるべくこれぐらいの負担で済みますからというような表現がいいかと思うのですが、ぜひ検討していただきたい。すみません、もう一度、その辺、ぜひお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○羽鳥防災体制整備担当課長

工事についてです。チラシなのですが、設置までの流れというものは記載させていただいておりますので、それを見ていただければ、流れとしては、安心していただけるのかと感じてございます。

ただ、どのぐらいの期間がかかるのかというところは、特に記載がなかったので、そこは検討させて

いただきたいと思います。

○吉田委員

たとえ時間と手間がかかっても、これはやるべきだと私も思うのです。

ただ、事前にそのような情報があれば、より申請しやすいと思ったので、なるべくそのように脅してはないですけれども、ぜひやったほうが良いということと、ただ一方でこれぐらいの手間は想定しておいてくださいという何か前向きな表現で……。提案が出せなくて、ごめんなさい。そのような促しの広報をこれからもぜひ進めていただきたいと思います。これは要望です。

○木村委員長

ほかに。

○須貝委員

今のお話ですが、この事業で助成をしていただいた設置率がまだ数百件ということで、非常に残念だと思います。様々なところで、品川区も普及啓発を図っているのですが、我々からすると、やはり一般的に漏電ブレーカーは頭に入っているのです。でも、やはり感震ブレーカーの感震とは何だろうということが、大半の方がいまだに認知できないというところはすごく多いと思うのです。だから、時間がかかってしまうのかと、本当に非常に残念です。

ただ、まだ漏電ブレーカーでも設置していただければ、火災が起きたときに、そこでブレーカーが落ちるから、安全だと思うのですが、やはり感震ブレーカーは、様々な区で広報活動をしている中では、まだまだ難しいのか。

先ほども申し上げましたけれども、これこそ、やはり個別に郵送してまで、またはそれぞれ個別に家の郵便ポストに入れて、普及啓発を続けられない限り、難しいのか。本来なら、実際これだけ地震が起きていたら、数百件ではなくて、何千件と出てきて当たり前です。それだけ怖い話だし、これはやらなければいけないと思いますから、ただ非常に残念であると思います。これだけ様々な事業をやっているのですが、普及啓発にいい方法を考えていただいて、多くの区民の方が早く認知していただけるように努力をしていただきたいと私は思います。

ただし、感震ブレーカーなのですけれども、作動によって電源の喪失をした場合に、テレビやラジオから情報が取れなくなることもあるし、人工呼吸器などの医療用機器を使用しているお宅では、作動できなくなり、命に関わるという問題もあると思うのです。

夜間に感震ブレーカーが作動したときには、もう真っ暗になって、各家庭によっては避難路の確保さえも難しくなる。やはり、そのようなこともある。

今、マンション等、各家庭もオートロックを非常に多く使っている中で、ドアの開錠や開閉装置が機能しなくなって、出入りができなくなるということも、そのような注意も併せて、皆さんに伝えてほしい、普及啓発してほしい。

何度も申し上げますけれども、一義的には予算がかかっても、品川区は密集市街地、木造住宅が、これだけ本当に密集して、かなり鉄筋とか鉄骨ができて、安全なところが増えましたけれども、まだまだ、危険箇所が多いので、やはり予算をかけてでも皆さんに個別に普及啓発をもっと進めるべきだと私は思うのですが、その辺についていかが思いますか。

○羽鳥防災体制整備担当課長

普及啓発についてでございます。委員おっしゃるとおり、なかなか難しい部分もございます。やはり、区が持っている情報発信の媒体を使って、区役所からの発信力というものも限界がございます。区から

の発信はもちろんやりますけれども、それ以外に、例えば消防署や電気関係の企業と連携をしたり、防災訓練の場でブースを出してPRしてみるなど、いろいろな形で考えながらやってみたいと考えてございます。

また、しながわ防災体験館でも体験できるような機器等がありますので、そちらも活用していきたいと考えてございます。

委員からご説明がありましたけれども、テレビやラジオが消えてしまう、人工呼吸器の問題、夜間の避難路の問題に関しましては、区が今回補助するものに関しましては、地震の揺れを感知して、すぐにブレーカーを落とすというのではなくて、ある程度時間に余裕を持って落ちるという設計になってございますので、一定期間、避難できるための明かりですとか、情報源の電気は保つことができるというところではあります。

人工呼吸器をご利用の方に関しましては、東京都が無償配布しているような特定機器遮断型というものがございまして、そのようなものを活用しながら、一括で遮断されないような対応も取ることがございまして、そのようなところは細かく個別に説明できるような形を取ってまいりたいと考えてございます。

○須貝委員

答弁漏れだと思えます。時間を置いたとしても、オートロックでドアの開錠や開閉装置が、これで機能しなくなるということが、やはり出てくるのではないですか。今度は逆に各家庭でそれをつけて、安全だと思ったら、今度は開かなくなった、閉まらなくなったという問題もあります。ご答弁はいいですけども、そのようなところも注意喚起をしていただきたいと思います。

今、区ではできるだけやっているという話ですが、できれば、広報しながわで、6万数千件ではなくて、やはり10万件、20万件単位で区民にできるだけ知らせるような方法を区も持っているのですけれども、できるだけこのようにいいことは、予算を使って知らせる、教えてあげていただきたいと思います。

○木村委員長

ほかによろしいですか。

○せりざわ委員

数点お伺いしたいと思います。

今回、補助率が上がってという補助率、補助額も上がってということで、非常にいいことかと思えます。まず先ほどお話がいろいろあった広報の部分で、私は毎回感震ブレーカーのときに言うのですけれども、やはり通電火災を防ぐための感震ブレーカーという意味でいうと、ぜひ火災がよく発生する時期にぜひ広報してほしいということを、何度かお話をさせていただいていたと思えます。

年度の予算でありますから、多分最短で進めていって、このように7月にスタートということになったと思えます。現実には火災がたくさん起きてくるのは、やはり冬の時期で、そうすると、どのようなメディアを見ても、火災のニュースが、多分それぞれの全世代に飛び込んでくる。それを見ながら、別の媒体で、通電火災を防ぐ感震ブレーカーを区が補助しますと、同じタイミングで出てくると、うちもやらなければと、そういえば、電気をやっている。

電気ストーブをやっていないなくても、火災があるのだということが、いわゆる刺さりやすいということもあると思うので、その媒体を変えるというよりは、そのタイミングを変えるだけで、同じ費用でも効果があると思うので、まずその1点をお聞かせいただきたい。

補助率のところは、上がったので、すごくよかったと思います。文句ではないのですけれども、例えば分電盤の高齢者世帯のほうは8万円から10万円に上がって、8分の7になるということも、これもこれですごくいいことなのだと思うのですけれども、何か10分の10にできたら、やりたいと思う人も、もっと増えるのではないかと思います。私の個人的な意見では、上限8万円でも、それを10分の10にしていくことで、うちもやろうかしらというような人がいるのではないかと思ったので、そこもお聞かせいただきたいと思います。

周知の部分で、先ほどゆきた委員からも新築の住宅というお話もあったと思うのですけれども、もちろんそのような新しい建物もそうですし、品川区でもこれまで改修工事の支援は、例えば耐震化であったり、高齢者住宅に向けてのリフォームであったり、いろいろな住宅の支援をやってきていると思うのです。

例えば高齢者が手すりをつけるようなリフォームの際に、申請は、多分、住宅課なり、建築課なりにいろいろと申請されると思うのですけれども、ついでにこの工事もやりませんかというように、先ほど吉田委員が話していた受入れ側の手間というのですか、どうせなら一緒にやってくださいと。

全く同じ人がやるわけではないのしょうけれども、同じタイミングでやってもらうということも、相手のハードルを下げる意味でも、また周知の意味でも、もともとそのような関心が高い人が、品川区の制度を使っていらっしゃるのだと思うので、そのような部分の一緒にやるということも、普及率を高めることにとっては、非常に意味のあることなのかと思います。ここの災害環境だけの話だけではないと思うのですが、横との連携ということも、ぜひ進めていただきたいと思います。よろしく願います。

○羽鳥防災体制整備担当課長

まず広報のタイミングでございます。今回7月に広報スタートと書いてございますけれども、例年も、夏に1回広報をして、2回目として、11月頃、広報をしているところでございます。今回も、回数は2回にこだわらず、適宜タイミングを見て、積極的に広報してまいりたいと考えてございます。

次に、補助率の分電盤タイプ、高齢者等世帯の8分の7のところを10分の10でもいいのではないかとこのところでございます。今回、段階的に特にアース付コンセントタイプのほうを10分の10という形にさせていただきました。今後、動向を見て、さらなる拡充というところは検討を進めてまいりたいと考えてございます。

また、他課とも連携して、周知できないかというところでございますけれども、委員おっしゃるとおり、他課とも連携して、しっかりやってまいりたいと考えてございます。

現状の動きといたしましては、消防署がケアマネジャーの方と連携を取って、高齢者の方を訪問して、例えば火災報知器などのチェックを行うという事業を行っていますので、そこに感震ブレーカーのチェックも入れてもらうという形で、今、話も進めているところもでございます。それも含めて、他課との連携というところも進めてまいりたいと考えてございます。

○木村委員長

ほかに。

○つる委員

新築のところ、先ほど質疑がありました。改めて確認なのですけれども、要綱を見ると、注文住宅の設計などを進めていって、施工業者に施主が委任をして申請する、補助金を受けるということは、交付要綱に書いてある。要はハウスメーカーや工務店が施主に代わって、区に申請をするという流れでい

いのですか。まずそこを教えてください。

○羽鳥防災体制整備担当課長

委員おっしゃるとおりでございます。

○つる委員

そうすると、設計などいろいろやって、ここに一括遮断型の分電盤タイプを入れていきましようとなったときに、ハウスメーカーが施主の委任を受けて、品川区に申請すれば、当然、全体の工事費用から差引かれるという形で、施主には請求して、住宅ローンを組んでいくという流れかと思います。

それは、まさに注文住宅の新築なので、これからつくり上げていくということなのですが、新築であっても、もう既に既設になっている。建て売りです。建て売りでそれがついている新築ですという場合は、これはもうどうしようもないのですか。

そうすると、ハウスメーカーのほうで、要綱の対象としては、区内の住所を有する方となっているので、法人が品川区に住所があればいいのかなどがあるとは思いますが、誰が買うかという、そこに住めば、当然、区民になるわけです。そこは対象にすることは、もうなかなか難しいということですか。

○羽鳥防災体制整備担当課長

委員おっしゃるとおり、建て売りの場合は、やはり難しい部分がございます。そのようなところもあって、なかなか分かりづらい部分もあって、平成28年度から実績も1件という形になっていたということがございます。

できるだけ分かりやすく皆さんに設置拡大していただきたいということもありまして、今回、少し分かりやすくしたということもございます。

○木村委員長

ほかによろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○木村委員長

ご発言がないようなので、本件および報告事項を終了いたします。

3 その他

○木村委員長

次に、予定表3のその他を行います。

その他で何かございますか。

○伊藤災害対策担当課長

本件資料はございません。私からは5月20日に実施が予定されてございます陸上自衛隊第1普通科連隊第1中隊の即応態勢訓練につきまして、口頭にて説明をさせていただきます。

陸上自衛隊第1普通科連隊によりまず首都直下地震など災害発生を想定した即応態勢訓練が、第1中隊の15名程度をもって実施されます。

訓練内容は、練馬駐屯地から徒歩、自転車または車両で品川区役所へ向かう行進訓練と、区役所と練馬駐屯地との通信状況の確認を行う通信所開設訓練で構成をさせていただきます。

今回の訓練は、本年元日に発生しました能登半島地震におきまして、道路が寸断され、ヘリでも着陸できないような場所へは、陸上自衛隊の隊員が徒歩で現地へ向かったというような災害派遣の活動経験

を踏まえて行う訓練とのことです。

訓練は、本年5月20日(月曜日)、午前7時に開始をされまして、午後3時頃に終了を予定してございます。自衛隊員は、区役所に午前10時から12時頃の間、滞在をする予定でございます。

なお、同じ日に、品川区役所以外にも、第1中隊が担当します千代田区、中央区、港区、大田区の各区役所に向けて、同様の即応態勢訓練が行われるとのことです。

また、訓練練度を維持向上させるため、年度内に数回の同様の訓練が計画されているとのことです。本情報につきましては、同様の情報を庁内にも共有させていただきます。

○木村委員長

報告が終わりました。

本件に関しまして、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

いきなり自衛隊の訓練が行われるということで、びっくりしています。今、今回の訓練内容は少しありましたけれども、さらに詳しく説明するところがあれば伺いたいと思います。

そうすると、場所というのは、練馬から行進をしてくる道中ということになるのですか。その辺りも伺いたい。

通信状況を確認するという事なので、それがどこで行われるのかということ、この訓練には区の職員の参加はあるのか、どうか。災害対応ということで今回やられるということなのですが、災害対応の防災対策のためだけなのかということも伺いたいと思います。

この訓練については、住民への説明はあるのか、どうか。自衛隊員の方がどのような格好で来るかは分かりませんが、迷彩服で移動されるということになると、住民の方も、何が起こったのかと思うので、その住民への説明をどうされるのかということも伺いたいと思います。

国が今やっている国家安全保障戦略があると思うのですが、この自治体の協力を得ていくという感じだと思っているのですが、そことの関係というのは、今回の訓練とはあるのかどうかということも伺いたいと思います。

○伊藤災害対策担当課長

幾つかご質問をいただきました。

訓練内容につきましては、まず先ほどご説明させていただきました練馬駐屯地、練馬区から品川区、ほかの区もごございますけれども、品川区までの徒歩または自転車、そして車両、車で、こちらを目指していくというような訓練でございます。

徒歩では、おおむね5時間ほどかかるのではないかとというような見込みを聞いてございます。ちなみに自転車では2時間半ほど、車では、混雑等を見越して2時間程度という話を伺ってございます。

通信訓練の内容でございます。本庁舎の第2庁舎の屋上を使いまして、仮に通信施設を設置して、練馬駐屯地との無線交信が可能かどうか、難しいようであれば、関連施設、例えば中間にある自衛隊の施設などを通じて、無線の交信試験を行うと伺っております。

職員の参加はあるのかということですが、本訓練に際しては、区民、区役所職員の参加は想定されてございません。

住民への本訓練に係る説明ということでございます。今のところ住民への説明は予定してございませんが、後ほど庁内に同じような形で本情報を共有させていただきます。庁舎内に一般の方が来訪された際も答えられるようにQ&Aのようなものを併せて添付をさせていただきます。対応できるように

準備をさせていただきたいと思っております。

最後ですが、国家安全保障戦略との関わりでございますが、最初の説明でさせていただきましたが、今回の訓練につきましては、能登半島地震の経験が今回の訓練につながっていると聞いておまして、全てを行う訓練というのは、初めて行う訓練だと伺っております。そのため、この戦略等々とは関わりがないと考えてございます。

併せまして、この道中の経路につきましては、管轄する警察署には全て通報をしているということでございました。

○のだて委員

今、住民への説明は想定していないということなのですが、やはり住民の方も驚くのではないかと思うので、そこは、ぜひ説明もするように検討していただきたいと思っております。

○木村委員長

ほかにどなたか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○木村委員長

ほかにご発言がないようなので、以上で本件を終了いたします。

以上でその他を終了いたします。

それでは、以降は、当委員会における特定事件調査のまとめの検討となりますので、理事者の皆さんはご退席いただいて結構でございます。

なお、本日が今期最後の委員会です。

理事者の皆様、1年間、ありがとうございました。

[理事者退席]

1 特定事件調査

特定事件調査のまとめについて

- (1) 防災に関すること
- (2) 環境に関すること

○木村委員長

最後に予定表1の特定事件調査、特定事件調査のまとめについてを議題に供します。

前回の委員会に引き続き、特定事件調査のまとめを行います。本日が最後の委員会となりますので、まとめについて決定いたしたいと存じます。

初めに(1)防災に関することのまとめを行います。当該調査事項のまとめ案につきましては、委員からのご意見等がございませんでしたので、前回と同様の内容となっております。

こちらの内容を含め、本まとめ案に関してご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

○つる委員

これは、てにをはも含めても、これで済という感じになりますか。であれば、もしかすると、私がこの表現に理解がないのかどうかは分からないのですが、防災に関することのほうで7行目のところの「避難行動要支者支援」となっているのですが、委員長、これはそのような表現ですか。

○木村委員長

そうですね。これは間違いなので、要支者として直したいと思っております。

○つる委員

私が質問しているのですから、委員長がきちんとそれをどうするかということをし切ってまとめてください。

○木村委員長

分かりました。このところを要支援者に変えます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○木村委員長

それでは、ただいまご指摘いただいた部分を修正いたしまして、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木村委員長

ありがとうございました。さよう決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木村委員長

ありがとうございました。さよう決定いたしました。

次に(2)環境に関することのまとめを行います。

こちらにつきましても同様に、委員からのご意見等はございませんでしたので、前回は配付したものと同一内容となっております。

こちらの内容を含め、本まとめ案に関してご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木村委員長

それでは、この案文のとおり、議長に提出をいたします。ありがとうございました。

以上で、本件および特定事件調査を終了いたします。

それでは、本日が最後の委員会となりますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきます。

それでは、鈴木副委員長からお願いいたします。

○鈴木副委員長

どうも1年間、ありがとうございました。お疲れさまでした。

理事者の皆様はもういらっしゃらないので、理事者の方には、正副委員長との打ち合わせのときにお礼を言っておきました。

事務局の方々には、本当にきめ細やかなご配慮をいただきまして、1年間本当にお世話になりました。ありがとうございました。

この委員会は、防災と環境ということで、区民にとっても関心のすごく高いテーマで、1年間議論ができて、そして皆さんからもすごく活発な意見を毎回出していただいて、本当に深めることができてよかったと思います。

防災については、今年1月1日に、能登半島地震で、ますます区民の関心が高いという状況になっていますし、また環境の問題についても、気候危機が本当に深刻な状況になっていますので、また来期も同じテーマで委員会がされるということで、さらに深めて、区民の本当に安全、防災というところで、議会の中でも取り組んでいけたらいいと思っております。

本当に1年間お世話になりました、ありがとうございました。

○木村委員長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、私からご挨拶を申し上げます。私は足の具合が悪くて、座ったままで申し訳ございません。

この1年間本当にありがとうございました。いろいろと皆様にご支援をいただき、何とか乗り切ることができたのかという感じですが、まだまだ足りない修行中の身でありますので、これからも頑張りたいと思いますが、皆さん、この1年間本当にありがとうございました。皆さんのおかげで、何とか今日という日を迎えることができました。これからも頑張りたいと思いますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、災害・環境対策特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

○午後3時02分閉会